

平成23年度

熊谷市自治基本条例審議会

会 議 資 料

日 時：平成23年11月22日（火）
午後2時から
場 所：熊谷市役所303会議室

平成23年度 熊谷市自治基本条例審議会 次第

日時：平成23年11月22日（火）

午後2時

場所：熊谷市役所303会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 熊谷市自治基本条例の推進状況について（資料1）

(2) その他

4 閉 会

熊谷市自治基本条例審議会委員名簿

No.	委員区分 (条例第3条第 2項による区分)	氏 名	備 考
1	第1号	山口 雅功	立正大学社会福祉学部教授
2	第1号	依田 悦代	
3	第1号	出浦 尚明	
4	第1号	高橋 明代	
5	第1号	新 秀明	
6	第1号	小谷野 操男	
7	第1号	上村 悦子	
8	第2号	飯村 康夫	
9	第2号	吉田 貴子	

(敬称略)

自治基本条例推進状況検討資料

1 条例の目的（第 1 条関係）及び条例全般について

(1) 意義

ア 手段

本市の自治の基本原則の定立

自治の推進に関する市民、議会及び行政の役割の明確化

イ 目的

市民主体のまちづくりの推進

豊かで活力ある地域社会の実現

(2) 主な取組

ア 条例の適切な運用による市民との協働のまちづくりの推進

イ 各種の成果指標等による推進状況の監視・把握

(3) 成果指標等

※ ○は自治基本条例独自の、◎は総合振興計画と共通の成果指標であることを示す。

○自治基本条例を知っている人の割合

○市民参加及び協働の取り組みを知っている人の割合

設 問	H20 年度	H21 年度	H22 年度
熊谷市が「自治基本条例」を制定し、市民参加と協働のまちづくりを進めていることを知っていますか。	17.3%	15.8%	16.4%
市民参加と協働の取り組みとして、審議会等の委員の公募や意見公募手続（パブリックコメント）、協働事業提案制度などが行われていることを知っていますか。	13.8%	13.6%	10.1%

※ 市民生活の現状および満足度についてのアンケート調査（平成 22 年 11 月実施。アンケート配布数 3,030 通・回収数 2,011 通（回収率 66.4%）による。

2 協働の原則（第4条関係）について

(1) 意義

市民と市が、知恵を出し合い、協働によりまちづくりを推進

(2) 具体的な取組

協働事業提案制度（市民協働「熊谷の力」事業）

(3) 成果指標等

◎協働事業提案制度における提案数（括弧内は、採択数）

総合振興計画 での現状値	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度 (11/1 現在)	めざそう値5年後 (H24 年度)
—	9 件 (4 件)	12 件 (7 件)	6 件 (5 件)	9 件 (6 件)	5 件

※ H23 年度は途中経過

（参考）平成 23 年度実施事業一覧（22 年度に提案・採択された事業）

事業名	概 要
みどりの風吹く街づくり事業	1 年を通して温室効果ガスの吸収源となる樹木の効果的な植栽の方法について学び、家庭や地域で取組み可能となるよう、講習会の開催やモデル植樹を行い、地球温暖化対策の推進を図る。
市民活動団体紹介冊子作成事業	これから市民活動・社会活動に参加したいと考える市民に向けて、市内の NPO 団体・ボランティア団体等、非営利で活動している市民活動団体を紹介する冊子を作成し、市民活動の活性化を図る。
成年後見制度普及事業	高齢化等に伴い、成年後見制度の利用を必要とする人が増えてきている。地域の福祉関係者や一般市民が成年後見制度を理解し、利用を支援できるよう、講演会やセミナーを開催して、認知症や障害のある方々が安心して地域に暮らせる社会の実現を図る。
熊谷式運動場等芝生化事業	熊谷さくら運動公園多目的広場において、約 7,200 平方メートル（サッカーコート 1 面分）の芝生化を行い、スポーツ活動機会の拡充やヒートアイランド対策等、「スポーツ熱中都市」を宣言する熊谷市として総合的発展を図る。
妻沼聖天山観光案内事業	250 年ぶりに再現される国指定重要文化財「歓喜院聖天堂」の現地ガイドを実施するとともに県内外への出張 PR 活動等、観光客に満足される観光案内を行い、熊谷市のイメージアップを図る。

3 情報共有の原則（第5条関係）及び情報の提供（第16条関係）について

(1) 意義

- ア 市民と市は、まちづくりに関する情報を共有
- イ 市政に関する情報を市民に分かりやすい方法で適切に提供

(2) 具体的な取組

- ア 市報くまがやの発行
- イ 市ホームページの運営
- ウ 地域ポータルサイト（あついぞ.com）の運営
- エ 企業紹介支援サイト（チャレンジ・ステージくまがや）の運営
- オ 情報公開条例による情報の公開

(3) 成果指標等

◎「市報くまがや」に満足している市民の割合

設 問	総合振興計画での現状値	H20年度	H21年度	H22年度	めざそう値5年後(H24年度)
あなたは、「市報くまがや」の読みやすさやわかりやすさに満足していますか。	65%	67.6%	69.4%	79.4%	70%

※ 前掲のアンケート調査による。

◎ホームページのアクセス数（単位：件数）

総合振興計画での現状値	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度(10/31現在)	めざそう値5年後(H24年度)
600,000	1,135,069	1,174,509	1,338,781	914,761	900,000

◎地域ポータルサイト（あついぞ.com）のアクセス数（単位：件数）

総合振興計画での現状値	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度(10/31現在)	めざそう値5年後(H24年度)
108,000	357,216	650,661	1,038,398	756,681	180,000

◎企業紹介支援サイト（チャレンジ・ステージくまがや）のアクセス数（単位：件数）

総合振興計画での現状値	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度(10/31現在)	めざそう値5年後(H24年度)
—	14,142	15,749	14,820	6,626	—

(参考) 情報公開制度の実施状況（単位：件数）

		H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
請求・申出		126	52	97	70
処理結果	全部公開	22	20	25	27
	一部公開	37	47	33	64
	非公開	78	19	55	4
	合計	137	86	113	95

※ 1件の請求等で複数の文書が対象となる場合があるため、請求・申出と処理結果の合計は、一致しない場合がある。

4 市民参加及び協働の推進（第13条関係）について

(1) 意義

- ア 市民参加・協働によるまちづくり推進の努力・体制整備
- イ 政策形成過程への市民の主体的参画の実現の努力
- ウ 情報の提供、相談等による市民との連携

(2) 具体的な取組

- ア 市民活動支援センターの運営
- イ 市民活動保険への加入
- ウ 熊谷市民公益活動促進事業「はじめての一步助成金」の交付
- エ 公園サポーター制度の活用

(3) 成果指標等

◎市内のNPO法人の数

総合振興計画 での現状値	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度 (9/30 現在)	めざそう値5年後 (H24 年度)
36 法人	45 法人	52 法人	56 法人	59 法人	45 法人

◎市民活動団体の登録数

総合振興計画 での現状値	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度 (9/30 現在)	めざそう値5年後 (H24 年度)
37 団体	66 団体	74 団体	80 団体	81 団体	70 団体

◎市民活動講座への参加者数

総合振興計画 での現状値	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度 (9/30 現在)	めざそう値5年後 (H24 年度)
—	70 人	58 人	162 人	110 人	300 人

◎市民活動保険登録団体数

総合振興計画 での現状値	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度 (9/30 現在)	めざそう値5年後 (H24 年度)
683 団体	861 団体	895 団体	972 団体	1,000 団体	900 団体

○市民活動支援センターに登録している利用団体数

総合振興計画 での現状値	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度 (8/31 現在)	めざそう値5年後 (H24 年度)
—	85 団体	102 団体	115 団体	124 団体	—

◎公園サポーター制度を導入している割合

総合振興計画 での現状値	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度 (9/1 現在)	めざそう値5年後 (H24 年度)
32%	65%	67%	68%	68%	80%

5 審議会等の委員の選任（第14条関係）

(1) 意義

委員の一部の公募・男女の均衡等委員の構成への配慮

(2) 具体的な取組

ア 各種審議会等での公募委員の委嘱

イ 審議会の委員への女性登用の推進

(3) 成果指標等

◎各種審議会への女性の登用率

総合振興計画 での現状値	H20 年度	H21 年度	H22 年度	めざそう値5年後 (H24 年度)
25%	24.2%	23.4%	26.3%	35%

※ 「各種審議会」とは、行政委員会及び法律・条例設置の附属機関を指す。

○附属機関である審議会等における委員公募及び女性登用の状況

(括弧内は全体に対する割合)

		H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度
公募	機関数	19 機関(43.2%)	17 機関(42.5%)	16 機関(38.1%)	18 機関(39.1%)
	委員数	65 人(11.6%)	61 人(12.1%)	59 人(11.8%)	61 人(11.3%)
女性	機関数	38 機関(86.4%)	35 機関(87.5%)	36 機関(85.7%)	38 機関(82.6%)
	委員数	130 人(23.2%)	127 人(25.1%)	123 人(24.6%)	138 人(25.6%)
全体	機関数	44 機関(100.0%)	40 機関(100.0%)	42 機関(100.0%)	46 機関(100.0%)
	委員数	560 人(100.0%)	506 人(100.0%)	499 人(100.0%)	539 人(100.0%)

※ 全体は、休止中の附属機関を除いた数

◎男女共同参画が進んでいると思う市民の割合

設 問	総合振興 計画での 現状値	H20 年度	H21 年度	H22 年度	めざそう値 5年後 (H24 年度)
あなたは、普段の生活の中で男女共同参画が進んでいると思いますか。	43%	46.8%	48.6%	44.1%	50%

※ 前掲のアンケート調査による。

6 コミュニティ（第15条関係）について

(1) 意義

- ア 市民は、自主的にコミュニティの活動に参加するように努力
- イ 市は、コミュニティの育成を図り、その活動を支援

(2) 具体的な取組

- ア 市民まごころ運動推進事業（校区連絡会の支援）の実施
- イ 自治会活動推進事業の実施

(3) 成果指標等

◎地域コミュニティ活動に参加したことのある市民の割合

設 問	総合振興 計画での 現状値	H20 年度	H21 年度	H22 年度	めざそう値 5年後 (H24 年度)
あなたは、校区連絡会や自治会などが行っている地域コミュニティ活動に参加していますか。	30%	40.5%	34.7%	16.9%	40%

※ 前掲のアンケート調査による。

7 個人情報の保護（第17条関係）について

(1) 意義

市は、個人情報を適正に管理

(2) 具体的な取組

- ア 個人情報保護条例による適正な取扱い
- イ 情報セキュリティポリシーによるセキュリティ対策

(3) 成果指標等

(参考) 個人情報保護制度の実施状況（単位：件数）

		H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度
開 示	受付	30	10	13	16
	処理 結果	全部開示	10	4	6
		一部開示	4	2	2
		不開示	21	3	4
		合計	35	9	12
訂 正 等	訂正	0	0	0	1
	削除	0	0	0	0
	目的外利用等の中止	0	0	0	0

※ 1 件の請求等で複数の文書が対象となる場合があるため、受付と処理結果の合計は、一致しない場合がある。

8 説明責任（第18条関係）について

(1) 意義

市は、政策形成過程を、市民に分かりやすく説明

(2) 具体的な取組

ア 審議会等の会議の公開

イ 会議概要の公開

(3) 成果指標等

○附属機関である審議会等の**会議**の公開状況（括弧内は全体に対する割合）

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度
公開	7 機関(15.2%)	15 機関(37.5%)	18 機関(42.8%)	24 機関(52.2%)
一部非公開	1 機関(2.2%)	3 機関(7.5%)	6 機関(14.3%)	5 機関(10.9%)
非公開	11 機関(23.9%)	7 機関(17.5%)	11 機関(26.2%)	13 機関(28.2%)
未決定	27 機関(58.7%)	15 機関(37.5%)	7 機関(16.7%)	4 機関(8.7%)
全体	46 機関 (100.0%)	40 機関 (100.0%)	42 機関 (100.0%)	46 機関 (100.0%)

※ 全体は、休止中の附属機関を除いた数

○附属機関である審議会等の**会議概要**の公開状況（括弧内は全体に対する割合）

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度
公開	7 機関(15.2%)	16 機関(40.0%)	18 機関(42.9%)	26 機関(56.5%)
一部非公開	0 機関(0.0%)	3 機関(7.5%)	9 機関(21.4%)	8 機関(17.4%)
非公開	7 機関(15.2%)	6 機関(15.0%)	7 機関(16.7%)	5 機関(10.9%)
未決定	32 機関(69.6%)	15 機関(37.5%)	8 機関(19.0%)	7 機関(15.2%)
全体	46 機関 (100.0%)	40 機関 (100.0%)	42 機関 (100.0%)	46 機関 (100.0%)

※ 全体は、休止中の附属機関を除いた数

(参考) 一部非公開又は非公開とした場合の理由 (H22 年度・複数回答)

理 由	機関数
当該附属機関の法令又は条例(規則及び規程を含む。)の規定により、会議が非公開とされているため	8
熊谷市情報公開条例(平成 17 年条例第 10 号)第 7 条第 1 項に規定する非公開情報に該当する事項について審議等を行うため	6
当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められるため	6

9 応答責任（第19条関係）について

(1) 意義

市民の提案、意見、苦情及び要望に対して速やかに、かつ、誠実に応答

(2) 具体的な取組

ア ハートフル・ミーティングの実施

イ 「市長へのメール・手紙」への返信

(3) 成果指標等

○ハートフル・ミーティングの実施状況

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度 (10/14現在)
実施回数	20回	21回	19回	20回	11回
意見数	267件	306件	294件	263件	173件

○「市長へのメール・手紙」の受信状況（単位：件数）

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度 (10/11現在)
市長へのメール	214	196	219	279	188
市長への手紙	89	159	210	207	85

※ 原則として、返信を希望し、かつ、返信可能なものは、全て返信している。

10 意見公募手続（第20条関係）について

(1) 意義

重要な条例の制定及び計画の策定等に当たって、意見公募手続を実施

(2) 具体的な取組

熊谷市意見公募（パブリックコメント）手続の実施

(3) 成果指標等

○意見公募手続の実施状況

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度 (11/1現在)
手続の実施件数	6手続	10手続	5手続	4手続	1手続
意見等の件数	109件	68件	13件	117件	10件
1手続当たりの 意見等の件数	18.2件	6.8件	2.6件	29.3件	10件

(参考) 計画策定等に対する意見公募の状況 (平成 22 年度)

No.	件名	意見の提出者数	意見の件数
1	熊谷市都市環境改善基本計画 「エコまちづくり熊谷」	3 人	5 件
2	熊谷市緑の基本計画	0 人	0 件
3	熊谷市スポーツ振興基本計画	4 人	4 件
4	熊谷市地域公共交通総合連携計画	37 人	108 件
	合 計	44 人	117 件

11 都市経営 (第 21 条関係) について

(1) 意義

健全な財政運営に努力

(2) 具体的な取組

ア 行政改革大綱後期実施計画の策定

(3) 成果指標等

◎一人あたりの市債残高

総合振興計画で の現状値	H20 年度	H21 年度	H22 年度	めざそう値5年後 (H24 年度)
487,077 円	450,821 円	436,102 円	417,577 円	431,000 円

◎市税の納税率

	総合振興計画 での現状値	H20 年度	H21 年度	H22 年度	めざそう値5年後 (H24 年度)
現年度分	97.90%	97.50%	97.51%	97.85%	—
過年度分	17.32%	18.85%	20.76%	20.04%	—
全体	90.41%	91.29%	90.85%	91.25%	92%
県内順位	28 位	25 位	23 位	23 位	—

◎自主財源比率 (金額の単位: 千円)

	総合振興計画 での現状値	H20 年度	H21 年度	H22 年度	めざそう値5年後 (H24 年度)
自主財源	38,778,373	41,387,762	43,324,756	39,198,224	—
歳入合計	59,813,434	62,029,959	64,008,158	63,698,806	—
自主財源比率	64.8%	66.7%	67.7%	61.5%	68%

※ 自主財源とは、地方公共団体が自主的に収入しうる財源をいい、具体的には、地方税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入がこれに該当する。

12 行政評価（第 22 条関係）について

(1) 意義

行政評価を実施し、その結果を公表

(2) 具体的な取組

ア 全体の事務事業評価は、行政評価システムにより実施（640 事業）

イ 一部の事務事業については、事務事業評価（総合評価）に先立ち、熊谷市事務事業評価外部評価委員会による事務事業評価外部評価を実施（24 事業）

(3) 成果指標等

（参考）事務事業評価の状況（括弧内は全体に対する割合）

	H20 年度	H21 年度	H22 年度
継続	364 事業 (60.7%)	497 事業 (80.3%)	493 事業 (77.0%)
改善	149 事業 (24.8%)	52 事業 (8.4%)	48 事業 (7.5%)
拡大	36 事業 (6.0%)	5 事業 (0.8%)	13 事業 (2.1%)
縮小	8 事業 (1.3%)	9 事業 (1.5%)	18 事業 (2.8%)
完了	43 事業 (7.2%)	56 事業 (9.0%)	68 事業 (10.6%)
合計	600 事業 (100.0%)	619 事業 (100.0%)	640 事業 (100.0%)

（参考）事務事業評価外部評価の状況（括弧内は全体に対する割合）

	外部評価	総合評価
継続	15 事業 (62.5%)	12 事業 (50.0%)
改善	5 事業 (20.8%)	8 事業 (33.3%)
拡大	1 事業 (4.2%)	2 事業 (8.3%)
縮小	0 事業 (0.0%)	2 事業 (8.3%)
中止・廃止の検討を要する	3 事業 (12.5%)	
合計	24 事業 (100.0%)	24 事業 (100.0%)

※ 事務事業評価「外部評価」では、現行の行政評価制度の客観性及び透明性を高めるため、行政主体以外の第三者の視点から事務事業を評価する。試みに、平成 23 年度及び 24 年度において実施予定

なお、表中の「外部評価」とは、外部評価委員会による直接の評価結果を指す。これに対して、「総合評価」とは、外部評価委員会による評価結果を受けて、全事業を対象としている事務事業評価を行った最終結果を指す。

熊谷市自治基本条例

平成 19 年 9 月 28 日

条例第 30 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

- 第 2 章 基本原則（第 3 条－第 5 条）
- 第 3 章 市民の権利及び責務（第 6 条－第 8 条）
- 第 4 章 議会の責務（第 9 条・第 10 条）
- 第 5 章 市長及び職員の責務（第 11 条・第 12 条）
- 第 6 章 参加及び協働（第 13 条－第 15 条）
- 第 7 章 市政運営（第 16 条－第 22 条）
- 第 8 章 自治基本条例審議会の設置（第 23 条）
- 第 9 章 条例の位置付け等（第 24 条・第 25 条）

附則

私たちのまち熊谷市は、関東の母なる二大河川荒川と利根川を市域に抱えた初めての都市として誕生し、埼玉県北部において中心的な役割を担っています。

その大河の流れと悠久の歴史の中で、先人たちは豊かな大地の恵みを受けて、幾多の困難を乗り越えながら誇りある伝統と文化をはぐくんできました。

そして今、刻々と変化する現代にあって、未来を^{おも}想い子どもたちの夢に希望を託すとき、私たち熊谷市民は、自由・平等・友愛・平和の精神を基本とし、進取の気概をもって魅力的な地域社会を築いていかなければなりません。

そのためには、自由には責任があり権利には義務が伴うことを自覚し、お互いの理解と尊重をもとに、役割を分担し協力し合うことが必要です。

よって、ここに市民を主体とした参加と協働による自治の実現を基本理念とした熊谷市自治基本条例を制定します。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、本市の自治の基本原則を定め、自治の推進に関

する市民、議会及び行政の役割を明らかにすることにより、市民主体のまちづくりを推進し、もって豊かで活力ある地域社会を実現することを目的とします。

（用語の定義）

第2条 この条例において使用する用語の意味は、次のとおりとします。

- (1) 市民 市内に住み、若しくは市内で働き、学び、若しくは活動する人又は次号に規定する事業者をいいます。
- (2) 事業者 市内において、営利又は非営利の活動、公共的活動その他の活動を営む個人及び団体をいいます。
- (3) まちづくり 住み良いまち及び豊かで活力ある地域社会をつくるための活動をいいます。
- (4) 協働 まちづくりのために、市民及び市が、それぞれの役割及び責任の下で、課題の解決に向け共に考え、行動することをいいます。
- (5) コミュニティ 地域社会を形成する組織及び集団をいいます。

第2章 基本原則

（市民参加の原則）

第3条 まちづくりは、市民一人一人が主体となりこれを推進することとし、市は、市民に市政への参加の機会を保障することを原則とします。

（協働の原則）

第4条 市民及び市は、知恵を出し合い、協働によりまちづくりを進めることを原則とします。

（情報共有の原則）

第5条 市民及び市は、まちづくりに関する情報を共有することを原則とします。

第3章 市民の権利及び責務

（市民の権利）

第6条 市民は、まちづくりの主体であり、市政に参加する権利を有します。

2 市民は、市政に関する情報を知ることができます。

（市民の責務）

第7条 市民は、主体的にまちづくりに参加するよう努めます。

2 市民は、自らの持つ知識及び能力をまちづくりにいかすよう努めます。

3 市民は、自ら考え行動するためにまちづくりについて学ぶよう努めます。

（事業者の責務）

第8条 事業者は、地域社会の一員として地域社会との調和を図り、まちづくりに貢献するよう努めます。

第4章 議会の責務

（議会の責務）

第9条 議会は、市政の監視や政策の立案に当たっては、市民の意思が市政に反映されるよう努めます。

2 議会は、情報の公開を進め、開かれた議会運営に努めます。

（議員の責務）

第10条 議員は、積極的に市民の意向を把握し、市民全体のために職務を行うことにより、まちづくりに貢献するよう努めます。

2 議員は、議会及び議員活動に関する情報について、市民に説明するよう努めます。

第5章 市長及び職員の責務

（市長の責務）

第11条 市長は、この条例の基本原則にのっとり、誠実かつ公正に

市政運営に当たります。

- 2 市長は、市政運営に当たっては、市民参加の機会を拡充し、市民の意見を適切に反映するよう努めます。

（職員の責務）

第 12 条 職員は、全体の奉仕者として、常に自己研鑽^{きん}に努め、誠実かつ公正に職務を行います。

- 2 職員は、積極的にまちづくりの推進に当たります。

第 6 章 参加及び協働

（市民参加及び協働の推進）

第 13 条 市は、市民参加及び協働によるまちづくりの推進に努めるとともに、その体制を整備します。

- 2 市は、重要な施策の立案、実施及び評価の過程に市民が主体的に参画できるよう努めます。

- 3 市は、情報の提供、相談その他必要な措置を講じることにより、市民との連携を図ります。

（審議会等の委員の選任）

第 14 条 市は、審議会等の委員を選任するときは、その委員の一部を公募するよう努めるとともに、男女の均衡等委員の構成に配慮します。

（コミュニティ）

第 15 条 市民は、コミュニティの意義と必要性を理解し、自主的にコミュニティの活動に参加するよう努めます。

- 2 市は、活力ある地域社会を実現するためにコミュニティの育成を図り、その活動を支援します。

第 7 章 市政運営

（情報の提供）

第 16 条 市は、市政に関する情報を市民に分かりやすい方法で適切

に情報提供するよう努めます。

（個人情報保護）

第 17 条 市は、市民の権利及び利益の保護を図るため、個人情報を適正に管理します。

（説明責任）

第 18 条 市は、重要な施策の立案、実施及び評価の過程について、市民に分かりやすく説明するよう努めます。

（応答責任）

第 19 条 市は、市民の提案、意見、苦情及び要望に対して速やかに、かつ、誠実に応答するよう努めます。

（意見公募手続）

第 20 条 市は、市民生活に関する重要な条例の制定及び計画の策定等に当たっては、意思決定前にその内容を公表し、市民に意見を求めるとともに、意見に対する考え方を公表します。

（都市経営）

第 21 条 市長は、行政組織の簡素化を推進するとともに、計画的かつ効率的な施策の展開により健全な財政運営に努めます。

2 市長は、市民の負担の適正化を図るよう努めます。

（行政評価）

第 22 条 市は、施策の成果目標を明確にするとともに、効率的かつ効果的な市政運営を行うために行政評価を実施し、その結果を公表します。

2 市は、行政評価の結果を検証し、施策に反映させるよう努めます。

第 8 章 自治基本条例審議会の設置

（自治基本条例審議会の設置）

第 23 条 この条例の適切な運用を図るため、熊谷市自治基本条例審議会を設置します。

2 熊谷市自治基本条例審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に条例で定めます。

第9章 条例の位置付け等

(条例の位置付け)

第24条 この条例は、本市の自治の基本を定めた条例であることから、市民及び市は、この条例の趣旨を最大限に尊重し、これを誠実に遵守します。

(条例の見直し)

第25条 市長は、社会情勢の変化に対応するため、必要に応じてこの条例を見直します。

附 則

この条例は、平成19年10月1日から施行します。

熊谷市自治基本条例審議会条例

平成 19 年 9 月 28 日

条例第 31 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、熊谷市自治基本条例（平成 19 年条例第 30 号）第 23 条第 2 項の規定に基づき、熊谷市自治基本条例審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、熊谷市自治基本条例の推進について、市長の諮問に応じ調査審議し、答申するとともに、必要に応じ建議することができる。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 公募による市民

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成19年10月1日から施行する。